



- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期【 2.委員会・委員会協議会后】

企画部長 氏名 高橋 亮 内線 (TEL) 2200

【 表 題 】

太田市事務分掌条例の一部改正について

【 目 的 】

令和6年度組織改正に伴い、部等の分掌する事務について定めた太田市事務分掌条例の一部を改めるものです。

【 概 要 】

1. 改正内容

(1) 第1条 (部の設置)

現行	改正後
(3) 市民生活部	(3) 市民生活部
	(4) 地域振興部

(2) 第2条 (事務の分掌)

現行	改正後
(新設)	(5) 地域振興部 ア 地域コミュニティに関する事項 イ 行政センターに関する事項 ウ 生涯学習に関する事項

2. 施行期日

令和6年4月1日

3. その他

3月定例会に提案予定

【 備 考 】

問い合わせ先 企画部 行革推進課 行革推進係 内線2243 47-1811ダイヤル



- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

健康医療部長 氏名 大澤 美和子 内線 3400



【 表 題 】

太田市介護保険条例の一部改正について

【 目 的 】

第9期介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険料額の改定を行うとともに、介護保険の第1号被保険者保険料の多段階化等の見直しに対応するため、改正を行うものです。

【 概 要 】

1 改正内容

- ・保険料基準額（案）

	第9期(改定案)	第8期(現行)	差 額	上昇率
第1号被保険者保険料 収納必要額(3年平均)	45億4,237万円	43億1,720万円	2億2,517万円	5.2%
年 額	70,700円	70,700円	0円	0.0%
月 額	5,891円	5,891円	0円	

詳細は別紙、介護保険料の改定（案）を参照

- ・令和6年1月19日に公布された介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第13号）により第1号被保険者保険料の標準段階等が変更されたことに合わせ、条例の一部を改正するものです。

2 施行日 令和6年4月1日

3 その他 令和6年3月定例会に議案提出する予定です。

【 備 考 】

問い合わせ先 健康医療部 介護サービス課 介護保険料係 内線2551 47-1948 ヱイルン

- 内 容 【 1. 協議事項 】
- 公 開 【 1. 可 】
- 公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

健康医療部長 氏名 大澤 美和子 内線3400



【 表 題 】

太田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

【 目 的 】

基準省令の「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）」の改正に伴い、標記条例について所要の改正を行うものです。

【 概 要 】

1 主な改正内容

(1) 協力医療機関との連携体制の構築

協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築する。（地域密着特養のみ令和9年3月31日までは努力義務）（第125条、第147条、第172条）

(2) 介護現場の生産性の向上

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置義務付け。（令和9年3月31日までは努力義務）（第106条ほか準用あり）

(3) 身体的拘束等の適正化の推進

ア 多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施）を義務付ける。（1年間の経過措置期間あり）（第92条、第197条）

イ 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととする。また、身体的拘束等を行う場合の記録を義務付ける。（第24条等）

(4) その他

「書面掲示」規制の見直しや管理者の兼務範囲の明確化（第7条、第34条等）

2 施行期日 令和6年4月1日

※上記（4）の内、第34条「重要事項のウェブサイト掲載に係る規定」は令和7年3月31日までの間は、適用しない。

3 その他 令和6年3月定例会に議案提出する予定です。

【 備 考 】

\* 問い合わせ先 健康医療部介護サービス課地域支援係 内線2545 0276-47-1856ﾀﾞｲヤリン

- 内容 【 1. 協議事項 】
- 公開 【 1. 可 】
- 公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

健康医療部長 氏名 大澤 美和子 内線3400



【 表 題 】

太田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

【 目 的 】

基準省令の「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（厚生労働省令第36号）」の改正に伴い、標記条例について所要の改正を行うものです。

【 概 要 】

1 主な改正内容

(1) 協力医療機関との連携体制の構築

協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築する。（第79条）

(2) 介護現場の生産性の向上

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置義務付け。（令和9年3月31日までは努力義務）（第63条）

(3) 身体的拘束等の適正化の推進

- ア 多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施）を義務付ける。（1年間の経過措置期間あり）
- イ 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととする。また、身体的拘束等を行う場合の記録を義務付ける。（第40条、第42条、第53条）

(4) その他

「書面掲示」規制の見直しや管理者の兼務範囲の明確化（第6条、第10条、第32条、第72条）

2 施行期日 令和6年4月1日

※上記（4）の内、第32条「重要事項のウェブサイト掲載に係る規定」は令和7年3月31日までの間は、適用しない。

3 その他 令和6年3月定例会に議案提出する予定です。

【 備 考 】

\* 問い合わせ先 健康医療部介護サービス課地域支援係 内線2545 0276-47-1856 ヲ イルソ



- 内容 【 1. 協議事項 】
- 公開 【 1. 可 】
- 公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

健康医療部長 氏名 大澤 美和子 内線3400



**【 表 題 】**

太田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

**【 目 的 】**

基準省令の「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）」の改正に伴い、標記条例について所要の改正を行うものです。

**【 概 要 】**

- 1 主な改正内容
  - (1) 公正中立性の確保のための取組の見直し  
前6月間に作成した居宅サービス計画における、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護の各サービスの利用割合や同一事業者によって提供されたものの割合を利用者に説明し、理解を得ることを努力義務とする。（第7条）
  - (2) 指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリング  
要件等を設けた上で、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことを可能とする。（第16条）
  - (3) ケアマネジャー1人当たりの取扱件数の増  
基本報酬における取扱件数との整合性を図る観点から、人員基準を見直す。（第5条）
  - (4) その他  
「書面掲示」規制の見直しや管理者の兼務範囲の明確化、身体拘束等の適正化の推進（第6条、第16条、第25条）
  
- 2 施行期日 令和6年4月1日  
※上記（4）の内、第25条「重要事項のウェブサイト掲載に係る規定」は令和7年3月31日までの間は、適用しない。
  
- 3 その他 令和6年3月定例会に議案提出する予定です。

**【 備 考 】**

\* 問い合わせ先 健康医療部介護サービス課地域支援係 内線2545 0276-47-1856ﾀﾞｲヤルン



- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

消防長 氏名 竹内 富雄 (TEL) 33-0200

【 表 題 】

損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について

【 目 的 】

公用車の災害出動中に発生した事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したことを報告するものです。

【 概 要 】

1 公用車の災害出動中に発生した事故による損害賠償表

	専決処分日	損害賠償額 (損害額)	過失 割合	事故概要
1	令和6年1月15日	389,126円 (389,126円)	10割	令和5年10月18日、太田市西新町77番地3先において、火災現場付近で活動中の消防団員の運転する消防ポンプ自動車、直進が困難なため転回しようとしたところ、門柱に衝突し、これを損傷させたことにより、その所有者である相手方に損害を与えたものである。

2 本件に関し、市と相手方との間には、上表に記載のほか、一切の債権債務関係がないことを相互に確認しました。

3 損害賠償の支払いは、一般財団法人全国自治協会自動車損害共済にて対応しました。

4 その他

地方自治法第180条第2項の規定により、令和6年2月委員会協議会あてに報告します。

【 備 考 】

\* 問い合わせ先 消防本部 消防総務課 消防団係 33-0201 タイヤイン

- 内 容 【 1. 協議事項 】
- 公 開 【 1. 可 】
- 公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

教育部長 氏名 小内 正 (TEL) 20-7084



【 表 題 】

太田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

【 目 的 】

学校衛生管理医の報酬の額を定める別表について、文言の整備を行うものです。

【 概 要 】

1 改正内容

学校衛生管理医	改正後（案）			現行		
		年額			年額	
	小中学校	36,000円		小中学校	36,000円	
	義務教育学校	72,000円		市立太田高校	72,000円	
	市立太田高校	72,000円				

2 施行日 令和6年4月1日

3 その他 令和6年3月議会定例会に提案する予定です。

【 備 考 】

\* 問い合わせ先 教育部 学校教育課 保健体育係 55-2160 ダイヤル

- 内容 【 2. 連絡事項 】
- 公開 【 1. 可 】
- 公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后】

企画部長 氏名 高橋 亮 内線 (TEL) 2200



【 表 題 】

令和6年度組織機構について

【 目 的 】

令和6年度に向けた組織機構の見直しについて報告するものです。

【 概 要 】

1. 基本的な考え方

市民ニーズを的確に捉え、効率的な行政サービスが提供できる組織、限られた人材を最大限活用できる組織の構築を目指し、必要な改正を行うものです。

2. 組織機構の見直し内容

部	現行	令和6年度組織	理由
企画部	—	おおたPR戦略課 (新規) ・企画係	市の魅力や施策、プロモーション事業を内外へ効果的に発信し、総合力をもって幅広く事業展開を図っていくため「おおたPR戦略課 企画係」を新設する。
	人事課 ・制度係	人事課 ・労政係	労務制度の研究課題への対応、障がい者雇用の促進等、多岐にわたる労働政策の諸課題を解決するため「労政係」に名称変更する。
地域振興部	—	地域振興部 (新規)	市民ニーズに的確に応えられる柔軟な組織、行政サービスのさらなる向上を図るため「市民生活部」を細分化し「地域振興部」を新設する。
	中央地区振興課 ・太田行政センター ・鳥之郷行政センター ・宝泉行政センター 南地区振興課 ・九合行政センター ・沢野行政センター ・南ふれあいセンター 東地区振興課 ・葦川行政センター ・休泊行政センター 北地区振興課 ・強戸行政センター ・強戸ふれあいセンター ・毛里田行政センター 尾島地区振興課 ・尾島行政センター 新田地区振興課 ・木崎行政センター	地域総務課 ・地域コミュニティ係 太田地区振興課 ・住民サービス係 九合地区振興課 ・住民サービス係 沢野地区振興課 ・住民サービス係 ・南ふれあいセンター 葦川地区振興課 ・住民サービス係 鳥之郷地区振興課 ・住民サービス係 強戸地区振興課 ・住民サービス係 ・強戸ふれあいセンター 休泊地区振興課 ・住民サービス係 宝泉地区振興課	対話・協働・連携を通じて、地域とのつながりや、地域力の向上を目指すため、各地区行政センターを管理する「地区振興課 住民サービス係」を設置する。 市民生活部で所管する地域総務課も合わせて移管する。

地域振興部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生品行政センター</li> <li>・綿打行政センター</li> <li>藪塚地区振興課</li> <li>・藪塚本町行政センター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民サービス係</li> <li>毛里田地区振興課</li> <li>・住民サービス係</li> <li>尾島地区振興課</li> <li>・住民サービス係</li> <li>木崎地区振興課</li> <li>・住民サービス係</li> <li>生品地区振興課</li> <li>・住民サービス係</li> <li>綿打地区振興課</li> <li>・住民サービス係</li> <li>藪塚地区振興課</li> <li>・住民サービス係</li> </ul>	
文化スポーツ部	学習文化課 ・新田図書館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（西複合施設へ移管）</li> </ul>	新田図書館を「西複合施設 図書館管理係」に名称を改め移管する。
	—	西複合施設（新規） ・図書館管理係	令和6年度中の開館を予定する「（仮称）太田西複合拠点公共施設」を管理し、複合する行政窓口機能、保健センターや周辺施設と合わせ、区域全体の発展・成長を目指す中心的な役割を担う組織とするため、「西複合施設 図書館管理係」を新設する。
	スポーツ振興課 ・—	スポーツ振興課 ・国民スポーツ大会準備係（新規）	国民スポーツ大会開催年（令和11年）までの時限的措置で、国、県との調整的な役割として、専門窓口を設け準備を進めていくため「国民スポーツ大会準備係」を新設する。
	スポーツ施設管理課 ・市民体育館建設係	スポーツ施設管理課 ・（廃止）	太田市総合体育館の建設業務が令和5年度で完結するため、「市民体育館建設係」を廃止する。
福祉こども部	障がい福祉課 ・福祉事業係	障がい福祉課 ・（廃止）	全ての地域活動支援センターが令和6年度から民営化になることから「福祉事業係」を廃止する。
健康医療部	新型コロナウイルス感染症対策室 ・新型コロナウイルス感染症対策係	（廃止）	事業縮小に伴い室を廃止する。
行政事業部	用地管理課 ・—	用地企画課 ・開発係（新規）	事業規模縮小に伴い用地開発課を廃止。用地管理課を「用地企画課」に名称変更し事務を統合。1課2係体制とする。
	用地開発課 ・開発係 ・工務係	（廃止） （開発係を用地企画課へ移管）	

教育部	教育総務課 ・—	教育総務課 ・人事係（新規）	教育総務課・学校教育課で所管する人事に係る同一業務を統合し効率化を図るため「人事係」新設する。
	生涯学習課 ・管理係	生涯学習課 ・（廃止）	業務区分の明確化・平準化により事務の効率化につなげるため「管理係」を廃止する。
	学校教育課 ・企画係	学校教育課 ・（廃止）	事業規模縮小に伴い「企画係」を廃止する。

### 3. 組織の比較

令和5年度			令和6年度			比較		
部	課	係	部	課	係	部	課	係
14	83	246	15	90	243	+1	+7	-3

組織数は、市長部局のほか、教育委員会、消防本部、議会、行政委員会を含み、一部事務組合を除いています。

#### 【備考】

問い合わせ先 企画部 行革推進課 行革推進係 内線2243 47-1811ダイヤル



- 内 容 【 2.連絡事項 】
- 公 開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

総務部長 氏名 瀬古 茂雄 内線 (TEL) 2300

【 表 題 】

令和6年度太田市当初予算(案)の概要について

【 目 的 】

令和6年度太田市一般会計当初予算(案)及び各特別会計等当初予算(案)の概要について説明するものです。

【 概 要 】

1 令和6年度太田市当初予算(案)の規模

・一般会計	90,900,000千円	(前年度比)	+1.7%
・特別会計(5会計)	42,166,407千円	(前年度比)	+1.3%
・下水道事業等会計	7,009,116千円	(前年度比)	▲6.0%
合 計	140,075,523千円	(前年度比)	+1.1%

2 予算の特徴(一般会計)

- ・第2次太田市総合計画の目指す都市像である「人と自然にやさしく、品格のあるまち太田」の実現に向けて、第8次実施計画を基本に、(仮称)太田西複合拠点公共施設建設事業、市街地再開発事業、給食費無料化事業など主要事業に取り組むための予算としました。
- ・予算規模は909億円で、前年度に比べて金額では15億円の増、増減率は1.7%の増と、過去最大の予算となりました。

3 主な増減要因(一般会計)

(1) 歳入	R6予算額	R5予算額	増減額
・市民税・個人	11,775,451千円	12,372,314千円	▲596,863千円
・市民税・法人	6,505,413千円	3,781,621千円	+2,723,792千円
・固定資産税	18,801,250千円	18,559,634千円	+241,616千円
・地方消費税交付金	6,074,000千円	5,680,000千円	+394,000千円
・地方特例交付金	1,293,001千円	262,001千円	+1,031,000千円
・地方交付税	1,570,000千円	2,000,000千円	▲430,000千円
・国庫支出金(市街地再開発事業)	499,800千円	0千円	+499,800千円
・企業版ふるさと納税寄附金(保健体育費)	0千円	2,200,000千円	▲2,200,000千円
・財政調整基金繰入金	3,600,000千円	4,300,000千円	▲700,000千円
・臨時財政対策債	275,000千円	1,000,000千円	▲725,000千円
(2) 歳出	R6予算額	R5予算額	増減額
・退職手当等	987,934千円	462,730千円	+525,204千円
・(仮称)太田西複合拠点公共施設建設事業	1,438,129千円	1,002,100千円	+436,029千円
・新田文化会館・総合体育館改修事業	388,652千円	27,810千円	+360,842千円
・一般廃棄物選別施設整備事業	457,524千円	931,414千円	▲473,890千円
・金融対策事業	1,244,018千円	1,856,453千円	▲612,435千円
・市街地再開発事業	999,600千円	0千円	+999,600千円
・市内公営住宅集約促進事業	749,277千円	669,120千円	+80,157千円

・消防・救急車両運用端末更新事業	179,300千円	0千円	+179,300千円
・小中学校照明器具LED化事業	355,969千円	0千円	+355,969千円
・弓道場建設事業	400,000千円	42,000千円	+358,000千円
・(仮称)市民体育館建設事業	0千円	2,200,000千円	▲2,200,000千円
・小中学校給食施設改築事業	970,405千円	655,520千円	+314,885千円

#### 4 主な施策事業（一般会計）

##### (1) 教育文化の向上

生徒指導充実事業(おおたん教育支援隊)・外国語指導助手(A L T)設置事業・外国人児童生徒日本語指導事業・不登校対策事業(教育相談員)・小中学校大規模改造事業(質の整備)トイレ改修・小中学校防災機能強化事業・小中学校照明器具LED化事業・小中学校給食施設改築事業・市立太田高校施設整備事業・運動公園全体整備事業・弓道場建設事業・スポーツ施設照明改修事業・新田文化会館/総合体育館改修事業・平和展示資料室整備事業

##### (2) 福祉健康の増進

保育園等利用児童おむつ給付事業・重層的支援体制整備事業・第3子以降子育て支援事業・子育て世帯ベーシックサービス事業・学校給食費無料化事業・放課後児童クラブ室建設事業・こどもプラッツ推進事業・救急医療対策事業・帯状疱疹予防接種費用助成事業・高校生世代医療費助成事業

##### (3) 生活環境の整備

消防/救急車両等整備事業・消防/救急車両運用端末(A V M)更新事業・消防水利整備事業・消防ポンプ自動車整備事業・木造住宅耐震診断者派遣/耐震改修補助事業・狭あい道路整備事業・空家除却補助事業・防犯灯維持管理事業・交通安全対策事業・(仮称)太田市外三町広域斎場整備事業・一般廃棄物選別施設整備事業・第一/第二クリーンセンター施設能力強化事業

##### (4) 産業経済の振興

デジタル地域通貨(OTACO)事業・空き店舗対策事業・商店リフォーム支援事業・県営集落基盤整備事業(藪塚西部地区)・小規模農村整備事業・市単独生産基盤整備事業・ため池緊急防災減災事業・農業水路等長寿命化/防災減災事業(遊水池/排水路)・県営経営体育成基盤整備事業(緑町地区)

##### (5) 都市基盤の整備

一般市道新設改良事業・幹線道路整備事業・幹線道路舗装補修事業・道路維持整備事業・道路ストック(橋梁)定期点検/修繕事業・公園トイレ洋式化事業・公園施設改修整備事業・土地区画整理事業(東矢島/宝泉南部/尾島東部/太田駅周辺)・市街地再開発事業・市営住宅ストック総合改善事業・市内公営住宅集約促進事業・住宅リフォーム支援事業・排水対策事業・浄化槽設置整備事業・(仮称)6号街区公園整備事業

##### (6) 健全な行政運営の推進

多文化共生センター改修事業・1%まちづくり事業・(仮称)太田西複合拠点公共施設建設事業・内部情報系端末購入事業・本庁舎設備保全事業・行政センター保全(改修)事業(九合/休泊/木崎)・A I/R P A導入事業・おおたプログラミング学校事業・デジタル化推進事業・議会諸会議室システム改修事業

#### 5 令和6年度太田市当初予算(案)の概要・・・・・・・・別紙のとおり

【備考】\* 問い合わせ先 総務部財政課 財政係 タイリン 0276-47-1816



- 内容 【 2. 連絡事項 】
- 公開 【 1. 可 】
- 公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

総務部長 氏名 瀬古 茂雄 内線 (TEL) 2300



【 表 題 】

太田市国民保護計画の修正について

【 目 的 】

国の「国民の保護に関する基本指針」及び県の「国民の保護に関する群馬県計画」の変更を受け、内容を反映し適切に変更するため、太田市国民保護計画の必要な事項について修正するものです。

【 概 要 】

1 主な修正内容等

(1) 上位計画等の変更に伴う修正

- 国民の保護に関する基本指針や国民の保護に関する群馬県計画等と整合を図るための修正

(2) 市の組織等の変更に伴う修正

- 市の組織や関係機関等の名称、地理的、社会的特徴など、時点修正すべき内容についての修正

(3) 太田市対策本部等の修正

- 市内で緊急事態が発生した場合、被害の状況に応じて、太田市地域防災計画に基づく体制をとることから、太田市対策本部の組織等について、同計画と整合を図るための修正

2 修正の経過

令和5年9月	修正案の作成
10月	群馬県へ事前協議
11月	庁内意見照会
12月	太田市国民保護協議会（書面会議）
令和6年1月	群馬県へ正式協議
2月	太田市国民保護計画修正

【 備 考 】

- \* 問い合わせ先 総務部 危機管理室 危機管理係 内線3451 47-1916ダイヤル

- 内容 【 2. 連絡事項 】  
 ○公開 【 1. 可 】  
 ○公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

市民生活部長 氏名 大谷 健 内線2400

【 表 題 】

新年度予算のあらまし地区懇談会について

【 目 的 】

新年度予算の概要について市民へ説明し理解を得るとともに、市民参画と協働によるまちづくりを進めるため、市長と市民との自由対話の機会を設け、住民の意向を今後の市政に活かすことを目的とします。

【 概 要 】

1. 日程及び会場

日程	時間（概ね1時間）	会場	連絡先
3月16日（土）	10時～	太田行政センター	0276-22-2603
3月16日（土）	13時30分～	菫川行政センター	0276-48-6853
3月16日（土）	17時～	休泊行政センター	0276-49-0201
3月18日（月）	18時～	木崎行政センター	0276-56-1053
3月19日（火）	18時～	綿打行政センター	0276-57-1041
3月21日（木）	18時～	強戸行政センター	0276-37-4979
3月22日（金）	18時～	毛里田行政センター	0276-37-1059
3月24日（日）	10時～	宝泉行政センター	0276-32-2688
3月24日（日）	13時30分～	生品行政センター	0276-57-1055
3月24日（日）	17時～	藪塚本町中央公民館	0277-78-5411
3月25日（月）	18時～	沢野行政センター	0276-38-4281
3月26日（火）	18時～	鳥之郷行政センター	0276-32-6854
3月27日（水）	18時～	九合行政センター	0276-45-6978
3月28日（木）	18時～	尾島生涯学習センター	0276-52-8862※

※尾島生涯学習センターの連絡先は尾島行政センターとなります。

2. 参加者 地区住民を中心とした自由参加で、事前申し込みの必要はありません。  
 3. 周知方法 広報おた、市ホームページ、行政センターだより及びSNS等。

【 備 考 】

\* 問い合わせ先 市民生活部 地域総務課 地域コミュニティ係

内線3611 47-1923ダイヤル

- 内 容 【 2. 連絡事項 】
- 公 開 【 1. 可 】
- 公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

都市政策部長 氏名 田村 敏哉 内線 2800



【 表 題 】

都市計画法に基づく開発許可制度の手引きの改正案に対する意見公募の実施結果について

【 目 的 】

太田市のまちづくりの基準となる開発許可制度の手引きについて、開発許可の対象となる「形質の変更」の定義を拡大することで都市機能、住環境等の維持を図るとともに、運用上における曖昧な点や不具合等を整理する改正案を策定し、これについて意見公募を行った結果を報告するものです。

【 概 要 】

1. 意見募集期間 令和5年11月15日から令和5年12月20日まで（36日間）
2. 応募件数 4件（70代男性及び3団体）
3. 反映させた意見数 1件（3団体）
4. 意見概要 都市計画法上の開発行為の定義には施設の設置変更は明記されていないことから義務違反が発生した案件については、別途、開発者に是正を促し協議の上、改善の行政指導を行うべきであり形質の変更の対象を拡大する改正案には反対。
5. 市の対応 都市計画法上の開発行為に係る区画形質の変更の定義については、行政手続法第5条に基づき本市の審査基準として定めています。よって、本法の開発の定義に逸脱するものではなく、開発の定義について具体的に示しているものでありますが、形質の変更の改正案については、当該意見と同様の内容のものが各種団体から多数寄せられておりますので、今回の改正は一旦見送るものとし、引き続き、今後の検討課題として都市機能及び住環境の維持に必要な施設のあり方について研究を行っていくものとする。

【 備 考 】

意見公募結果の公表については、以下のとおり実施します。

1. 公表期間 令和6年2月7日から令和6年3月31日まで（54日間）
2. 公表方法 建築指導課窓口、各行政センター窓口、市HP

- 内容 【 2. 連絡事項 】
- 公開 【 1. 可 】
- 公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

都市政策部長 氏名 田村 敏哉 内線 (TEL) 2800



【 表 題 】

太田駅南口第三地区第一種市街地再開発事業の施行認可について

【 目 的 】

標記事業について、令和5年12月18日付けで施行者が群馬県より施行認可されたため、報告するものです。

【 概 要 】

1 施行認可の概要

- ① 施行者 関東建設工業ホールディングス株式会社、関東建設工業株式会社及び株式会社ゲンエイ  
(太田駅南口第三地区第一種市街地再開発事業共同個人施行者)
- ② 事業期間 令和5年12月26日(施行認可公告の日)から  
令和9年12月31日まで
- ③ 施行地区 太田市浜町4番6ほか(面積は約1.6ha)

2 事業計画の概要

- ① 計画の概要 店舗棟(商業テナント・駐車場、4階建て)  
教育施設棟(教育施設・体育館・交流ホール、7階建て)
- ② 総事業費(見込) 約125.4億円
- ③ 補助金(見込) 約62.7億円(国1/2、市1/2)

3 今後のスケジュール(予定)

- |                   |                 |
|-------------------|-----------------|
| 権利変換計画認可          | 令和6年 3月         |
| 解体工事              | 令和6年 4月～令和6年12月 |
| 建築工事              | 令和7年 4月～令和8年12月 |
| 事業終了(清算、権利変換登記など) | 令和9年12月         |

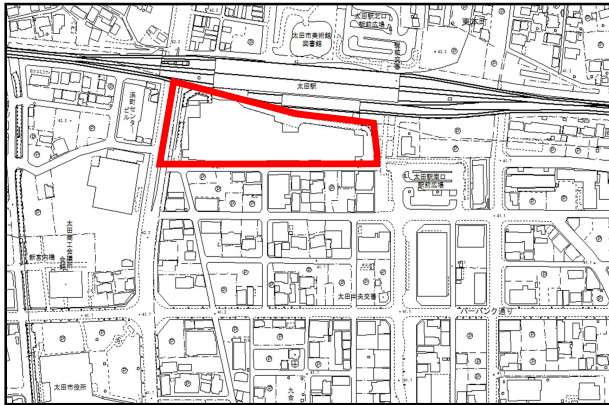
4 その他

【 備 考 】

\* 問い合わせ先

都市政策部 まちづくり推進課 整備推進係 内線2821 47-3320 ダイヤル

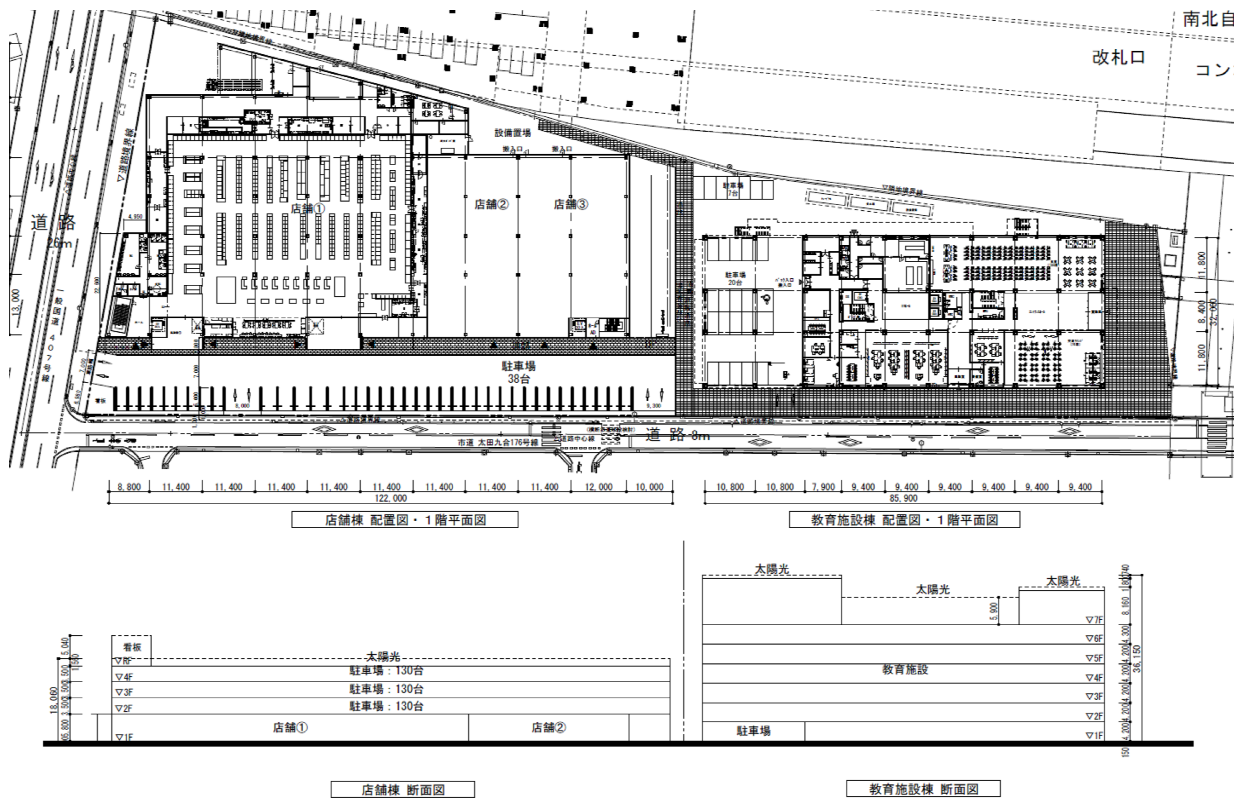
【位置図】



【パース】



【平面図、断面図】



【設計の概要】

	建築敷地面積	建築面積	建築延床面積 (容積率対象)	建ぺい率	容積率	高さ
店舗棟	8,779 m <sup>2</sup>	6,245 m <sup>2</sup>	21,770 m <sup>2</sup> (16,921 m <sup>2</sup> )	71%	193%	約18m
教育施設棟	4,957 m <sup>2</sup>	3,036 m <sup>2</sup>	19,961 m <sup>2</sup> (19,022 m <sup>2</sup> )	61%	384%	約36m
合計	13,736 m <sup>2</sup>	9,281 m <sup>2</sup>	41,731 m <sup>2</sup> (35,943 m <sup>2</sup> )	68%	262%	—

- 内 容 【 2. 連絡事項 】
- 公 開 【 1. 可 】
- 公開時期【 1. 庁議後 】

教育部長 氏名 小内 正 内線 (TEL) 1301



【 表 題 】

令和6年太田市成人式～二十歳を祝う会～の実施結果について

【 目 的 】

二十歳という人生の大きな節目を迎えることができた喜びを仲間と分かち合い、これまで支えてくれた周囲や社会に感謝するとともに、その期待に応えられる人となるための自覚を促すために実施しました。

【 概 要 】

1. 名 称 令和6年太田市成人式～二十歳を祝う会～
2. 期 日 令和6年1月7日（日）
3. 会 場 OPEN HOUSE ARENA OTA
4. 内 容 主催者紹介、主催者あいさつ、来賓紹介、お祝いのことば  
祝電披露、二十歳の主張、サンダーガールズチアパフォーマンス、抽選会
5. 出席者数

（単位：名）

総計	該当者数			出席者数			出席率		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
	1,349	1,203	2,552	934	896	1,830	69.2%	74.4%	71.7%

6. そ の 他
  - ・ 式典の様子をセンタービジョンで上映
  - ・ 記念品として、当日の様子を動画撮影したものを、DVDにして出席者全員へ配布
  - ・ 成人式当日、群馬クレインサンダーズ公式試合開催  
※成人式参加者に対し、希望者へ公式試合観戦の招待
  - ・ 会場外において、太田マルシェの開催

【 備 考 】

\* 問い合わせ先 教育部 生涯学習課 青少年係 外線 22-3442